

多摩市学びあい育ちあい推進審議会市民公募委員募集・選考要領

令和7年10月15日決定
教育部 教育振興課

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年4月1日から令和10年3月31日を任期とする多摩市学びあい育ちあい推進審議会の市民公募委員（以下「市民委員」という。）の募集にあたり、多摩市学びあい育ちあい推進審議会条例（平成23年12月22日条例第29号）第3条第1項第6号に掲げる、公募による市民の選考方法、基準その他必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 募集告知は、たま広報（令和7年11月20日号）及び多摩市公式ホームページにより行う。

2 募集期間は、令和7年11月20日から令和7年12月20日までとする。

3 募集人数は、1人とする。

(応募の資格・方法等)

第3条 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、18歳以上で、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 多摩市に住所を有すること。
- (2) 多摩市に存する事務所又は事業所に勤務していること。
- (3) 多摩市に存する大学・専門学校に在学していること。

2 応募者は、作文（800字程度。テーマ「地域でつながるために、社会教育に必要なこと」）を提出するものとする。

3 応募者は、次に掲げる事項を申込書に記載し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。）
- (4) 性別
- (5) 年齢
- (6) 社会教育に関する学習や活動等について略歴があれば記載
- (7) 第1項第2号に該当する者にあつては、勤務する事務所又は事業所の名称と所在地、同項第3号に該当する者にあつては、在学する学校の名称と所在地。ただし、市の区域内に住所を有する者は記載不要とする。

4 応募書類は、次の各号のいずれかの方法により、公募期間内に教育部教育振興課社会教育係に到達したものを収受する。

- (1) 応募者本人の持参又は代理人の持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 多摩市公式ホームページ内応募専用フォームによる応募

(資格審査・採点手順)

第4条 提出された応募書類については、予め事務局で資格審査を行う。

2 資格審査後に、選考委員により採点基準に基づき採点を行う。

3 採点の際は応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し採点する。

(選考委員)

第5条 選考委員は、教育部長を委員長とし、社会教育・文化財担当課長、公民館長、図書館長の4人をもって構成する。ただし、選考委員(委員長を除く。)が欠けた場合には、委員長が指定する者を選考委員とすることができる。

(選考及び採点基準)

第6条 市民委員に応募した者で、かつ、第3条第1項に掲げる資格要件を備えている者より提出された作文については、選考委員が以下の評価項目について評価を行い、各項目の素点を集計する。

【評価項目】

- (1) 応募にかける熱意(委員になるにあたり自覚と責任ある考えを持っているか。)
- (2) 分析力(社会教育(活動)に関する現状の課題意識はあるか。)
- (3) 洞察力(社会教育(活動)に関する将来への先見性はあるか。)
- (4) 客観性(社会教育(活動)全般にわたる幅広い視点や他の分野との連携を視野に入れているか。)
- (5) 表現力(作文タイトルに沿った内容を的確に表現しているか。)

【評価と素点】

- (1) 特に良い: 5点
- (2) 良い: 4点
- (3) 普通: 2点
- (4) もう少し: 0点

2 作文の得点集計の結果が100点満点のうち、75点以上の者を市民委員候補者とする。

3 作文の採点にあたっては、応募者の氏名等を除いた作文をもって採点し、採点表(第1号様式)に選考委員が記載する。

(選考の方法)

第7条 市民委員に応募した者で、かつ、第3条第1項に掲げる資格要件を備えている者のうちから、次に掲げる事項を総合的に判断して市民委員の選考を行うものとする。

(1) 作文評価結果及び記載要件

(2) 多摩市教育委員会における多摩市自治基本条例の施行に関する規則(平成16年教委規則第13号)第16条の委員の選任に関する規定

2 教育委員会は、応募した者の数が第2条第3項の募集定員(以下「募集定員」という。)以下のときは、前項の規定によらず、市民委員の選考を行うことができるものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により選考した者の数が募集定員に満たない場合において、当該満たない数の市民委員を選考するときは、公募以外の方法により市民委員を選考することができるものとする。

(選考結果の報告)

第8条 委員長は、市民委員選考後、速やかに選考の結果を、書面により決定し教育長に報告するものとする。

(結果の通知)

第9条 教育委員会は、前条の規定により市民委員を選考したときは、速やかに公表し、かつ、応募した者全員に書面で通知するものとする。

(文書の管理)

第10条 第3条第2項及び第3項の規定により提出された書面及び作文（以下「書面等」という。）については、これを返還しない。

2 書面等の保存年限は、書面等を提出した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して10年間とする。

(委任)

第11条 この要領に掲げるもののほか必要な事項は、教育部長が別に定める。

第1号様式（第6条関係）
多摩市学びあい育ちあい推進審議会の市民公募委員に関する審査表

令和8年4月1日委嘱分（1名）

項 目	内 容	配点	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
応募にかける熱意	委員になるにあたり自覚と責任ある考えを持っているか？	5点満点										
分析力	社会教育（活動）に関する現状の課題意識はあるか？	5点満点										
洞察力	社会教育（活動）に関する将来への先見性はあるか？	5点満点										
客観性	社会教育（活動）全般にわたる幅広い視点や他の分野との連携を視野に入れているか？	5点満点										
表現力	作文タイトルに沿った内容を的確に表現しているか？	5点満点										
【採点】 5点（特に良い） ・ 4点（良い） ・ 2点（普通） ・ 0点（もう少し）												
作 文 得 点 合 計		25点満点										

※作文の4名の審査員得点集計が75点以上の者を市民委員候補者とし、社会教育（活動）に関する知識・実績・経歴、年齢、性別等の均衡が保たれるように、総合的に判断する。

年代・性別・経歴等の情報												
審議会委員の構成上の偏りはないかなど総合的に判断（年代・性別・経歴等）												

評価者_____